

(仮) 川崎市地域エネルギー会社  
事業パートナー選定基準

令和4年6月

川崎市

1	審査の概要	1
(1)	事業者選定基準の位置づけ	1
(2)	審査の流れ	1
(3)	民間活用推進委員会地域エネルギー会社設立に関する民間事業者選定部会 (以下、「選定部会」という。)の設置	1
(4)	優先交渉権者及び次点交渉権者の選定	2
(5)	優先交渉権者及び次点交渉権者の決定	2
2	第一次審査	2
3	第二次審査	3
(1)	評価の手順	3
(3)	評価点の算出方法	3

## 1 審査の概要

### (1) 事業者選定基準の位置づけ

「川崎市地域エネルギー会社事業パートナー選定基準（以下「本書」という。）」は、川崎市（以下「市」という。）が、川崎市地域エネルギー会社に係る事業パートナー募集に応募する企業（以下「応募者」という。）の審査にあたり、最も優れた提案及び次に優れた提案を選定するための手順、方法、評価基準等を示すもので、「川崎市地域エネルギー会社事業パートナー募集要項」と一体をなすものである。

### (2) 審査の流れ

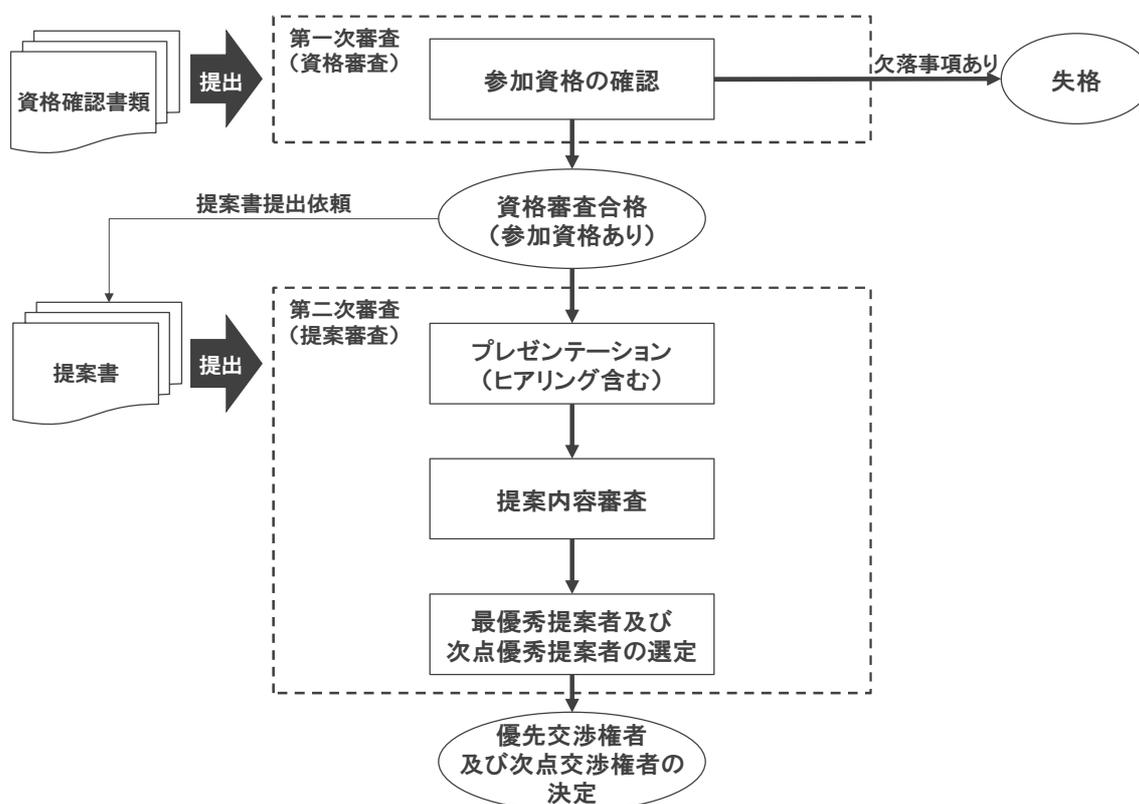
審査は二段階に分けて実施するものとする。

応募者が備えるべき参加資格要件を満たしているかを確認する資格審査（第一次審査）を実施し、第一次審査を通過した応募者のみ、提案内容等を審査する提案審査（第二次審査）を実施する。

第二次審査では提案内容を評価し、得点化する。

### (3) 民間活用推進委員会地域エネルギー会社設立に関する民間事業者選定部会（以下、「選定部会」という。）の設置

市は、資格審査（第一次審査）及び提案審査（第二次審査）に関して、本書を踏まえて総合的に評価を行い専門的見地から助言を受けるために、学識経験者などにより構成される選定部会を設置する。選定部会が審査を行い、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。市は、選定部会の選定結果を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。



(4) 優先交渉権者及び次点交渉権者の選定

第二次審査の結果に基づき、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

ただし、優先交渉権者及び次点交渉権者の選定要件として、総合評価点が60%以上であることとする。

なお、第二次審査に進んだ応募者が1者であった場合も選定要件を満たしていれば、当該応募者を優先交渉権者を選定する。

また、採点の結果、評価点数が同点になり優先交渉権者候補が2者以上となった場合には、審査項目（表2参照。）のうち「2 電力調達計画」を中心とする項目の獲得点数の高い応募者を優先交渉権者を選定する。次点交渉権者が2者以上となった場合も同様とする。

(5) 優先交渉権者及び次点交渉権者の決定

市は、選定部会による優先交渉権者及び次点交渉権者の選定結果を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

## 2 第一次審査

応募者の備えるべき参加資格要件を満たしているかどうかを審査する。満たしていないと判断した場合は失格とする。なお、提出された書類に疑義がある場合は、応募者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合がある。

審査では、「川崎市地域エネルギー会社設立事業パートナー事業者募集要項」に記載されている「表2 業務遂行にあたり求められる能力」のうち「イ 電力事業を遂行する能力（「表4 応募者に求める能力を明示するために必要な提出書類」から判断）」「ウ 需給管理・調整をする能力（「表8 参加資格要件に係る提出書類」から判断）」、及び「表5 欠格要件」の項目を確認するものとする。

なお、各種実績については、直近5年の間に実績を有していることを条件とする。

表1 第一次審査の確認項目及び確認書類

確認項目		確認する書類
大項目	小項目	
表2 業務遂行にあたり求められる能力	イ 電力事業を遂行する能力	<ul style="list-style-type: none"><li>経済産業省が定める小売電気事業者であることを証する書類</li><li>電力販売実績が確認できる書類（有価証券報告書、四半期報告書などの決算説明資料等）</li><li>保有する再エネ電源情報や再エネ電力調達実績、太陽光発電のPPA実施実績</li><li>事業リスクへの対応能力を示す資料（直近3年分の財務諸表等）</li></ul>
	ウ 需給管理・調整をする能力	<ul style="list-style-type: none"><li>日本卸電力取引所（JEPX）の会員証書並びに取引実績</li><li>需給管理・調整業務実績を証する書類</li></ul>
表5 欠格要件		<ul style="list-style-type: none"><li>登記簿謄本（履歴事項全部証明書）</li><li>本事業実施にあたっての誓約書</li><li>納税証明書</li></ul>

### 3 第二次審査

応募者から提出された提案書の内容を審査する。応募者が提案書の内容についてプレゼンテーションを実施し、選定部会各委員が応募者に対して審査項目や疑義等についてヒアリングを実施するなど提案内容の確認を行い、評価を行う。

(1) 評価の手順

第二次審査は、応募者の提案内容について評価点を算出し、順位付けを行うものとする。

(2) 評価の点数

各委員の評価点の平均とする。（各委員200点満点）

(3) 評価点の算出方法

評価点は、表 2及び表 3に基づき、各委員が評価した点数の合計点とする。各委員が提案内容の評価する際には、応募者によるプレゼンテーションの内容や、各提案の事業効果（表 4参照。）等も参照する。事業効果は、応募者が提出する「様式集3-12～3-15\_事業収支・事業効果等の計算書類一式」の情報をもとに市でとりまとめる。記載方法は同様式を参照すること。

表 2 審査項目及び配点

No	大項目	小項目	配点
1	実施方針	事業実施にあたっての基本方針	10
			10
2	電力調達計画	電源構成の基本方針	10
		再生可能エネルギー等の電源の調達計画 事業効果算出式による評価（電力量、再エネ比率等）	30
		再生可能エネルギー等の電源開発計画	10
			50
3	電力供給計画	電力供給の基本方針	10
		電力供給の手法	10
		電力供給先の供給計画	10
		30	
4	エネルギーマネジメント実施計画	エネルギーマネジメントの実施に向けた基本方針	10
		具体的な取り組み	10
		20	
5	収支計画	収支計画の試算*	20
		小売価格・調達価格等の設定方針	10
		30	
6	組織管理計画	組織管理の基本方針	10
		事業実施体制及び事業パートナーの役割分担	
		需給管理・調整業務の実施方法	10
		20	

No	大項目	小項目	配点
7	リスク管理計画	本事業におけるリスクの想定及びその対応策、利害関係者でのリスク分担	10
		緊急時に事業を確実に継続できる体制や仕組みへの工夫	10
		合計	200
<b>【備考】</b> ※ 燃料調整費、再生可能エネルギー発電促進賦課金を含めて試算すること。燃料調整費は、東京電力エナジーパートナー株式会社が発表する2021年度のデータを用いて計算すること。再生可能エネルギー発電促進賦課金は、2021年度（2021年5月分から2022年4月分まで）のデータを用いて計算すること。 ※ 提案内容には、表 4のア～キに示す事業効果について定量的に算出すること			

表 3 評価基準と得点化の方法

評価	評価の基準	得点化方法
A	特に優れている。	配点×1.00
B	やや優れている。	配点×0.80
C	標準的な内容である。	配点×0.60
D	やや劣っている。	配点×0.40
E	劣っている。	配点×0.20
—	評価に値しない。	配点無し
<b>【備考】</b> ※ なお、本公募における再生可能エネルギーの定義とは、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第2条第4項に定める電気のエネルギー源に従うものとする。		

表 4 事業効果算出式

項	事業効果算出式
ア	地域エネルギー会社の電力供給（及び関与） <sup>※1</sup> によるCO <sub>2</sub> 排出削減総量（kg-CO <sub>2</sub> ） 以下の算出式をもとに、事業開始から10年間のCO <sub>2</sub> 排出削減総量を、公共施設と民間施設ごとに計算する。 （公共施設の算出式） 公共施設の現状CO <sub>2</sub> 排出量 <sup>※2</sup> －地域エネルギー会社が公共施設に電力供給することによるCO <sub>2</sub> 排出量 （民間施設の算出式） 民間施設の現状CO <sub>2</sub> 排出量 <sup>※2</sup> －地域エネルギー会社が民間施設に電力供給することによるCO <sub>2</sub> 排出量
イ	地域エネルギー会社が供給（及び関与）する再生可能エネルギー電力量（kWh） 以下の算出式をもとに、事業開始から10年間のCO <sub>2</sub> 排出削減総量を、公共施設と民間施設ごとに計算する。 （算出式） 自己託送による再生可能エネルギー供給量＋小売供給による再生可能エネルギー供給量＋取次供給による再生可能エネルギー供給量 <sup>※3</sup> ＋太陽光オンサイトPPAにおける再生可能エネルギー供給量 <sup>※4</sup>
ウ	地域エネルギー会社が供給（及び関与）する再生可能エネルギー <sup>※5</sup> 比率（%） 以下の算出式をもとに、各年度の再生可能エネルギー比率を算出し、事業開始から10年間の平均値を計算する。 （算出式） 地域エネルギー会社による再生可能エネルギー供給量／地域エネルギー会社による供給電力総量 <sup>※6</sup>

項	事業効果算出式
エ	<p>地域エネルギー会社が供給（及び関与）するCO<sub>2</sub>フリー電力<sup>※7</sup>比率（％）</p> <p>以下の算出式をもとに、各年度のCO<sub>2</sub>フリー電力比率を算出し、事業開始から10年間の平均値を計算する。</p> <p>（算定式）</p> $\text{地域エネルギー会社によるCO}_2\text{フリー電力供給量} / \text{地域エネルギー会社による供給電力総量}$
オ	<p>地域エネルギー会社が供給（及び関与）する電力の地産率（％）</p> <p>以下の算出式をもとに、各年度の地産率を算出し、事業開始から10年間の平均値を計算する。</p> <p>（算出式）</p> $\text{地産電力量}^{\text{※8}} / \text{地域エネルギー会社が調達する電力総量}$
カ	<p>公共施設のエネルギーコスト削減効果（円）</p> <p>以下の算出式をもとに、事業開始から10年間の公共施設のエネルギーコスト削減額の合計を計算する。</p> <p>（算出式）</p> <p>事業開始当初の電力供給予定先施設への、現契約における請求金額と提案内容における請求金額の差分</p>
キ	<p>営業利益（円）</p> <p>（算出式）</p> <p>様式3-13を参照し、事業開始から10年間の営業利益の合計を算出<sup>※9</sup>する。</p>
<p><b>【備考】</b></p> <p>※ 1_小売供給、自己託送、取次等地域エネルギー会社が介在する供給方法を全て反映することを想定している。</p> <p>※ 2_各施設のCO<sub>2</sub>排出係数は、東京電力エナジーパートナー株式会社が公表する2020年度の調整後CO<sub>2</sub>排出係数「0.434（kg-CO<sub>2</sub>/kWh）」を用いる。</p> <p>※ 3_みなし供給として本事業では認めるものとする。</p> <p>※ 4_みなし供給として本事業では認めるものとする。また、太陽光PPAの余剰電力のうち、小売供給及び自己託送の調達電力とする分については含めない。（小売供給側・自己託送側で計上する。）</p> <p>※ 5_本公募における再生可能エネルギーの定義とは、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第2条第4項に定める電気のエネルギー源に従うものとする。なお、本市の廃棄物発電で発電される電力は、本市の廃棄物発電から公共施設と民間施設への電力供給量にバイオマス比率を乗じたものを再生可能エネルギーとして定義する。</p> <p>※ 6_日本卸電力取引所（JEPX）を通じた電力供給量も含める。</p> <p>※ 7_※5の再生可能エネルギーに加え、非化石証書を付与することで、調整後排出係数（kg-CO<sub>2</sub>/kWh）がゼロとなった電力も含めたものと定義する。例えば、化石電源に非化石証書等を付与することで調整後排出係数がゼロとなった電力も、CO<sub>2</sub>フリー電力の定義に含まれる。</p> <p>※ 8_市内に立地する発電所・発電設備から調達した電力のことを言う。</p> <p>※ 9_物価変動は考慮しないものとして検討すること。</p>	

次ページに内容点審査の審査項目・配点・審査のポイントを示す。

表 5 審査項目・配点・審査のポイント

No	大項目	小項目	配点	審査のポイント	募集要項参照項目	主な様式
1	実施方針	事業実施にあたっての基本方針	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市の「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」における本事業の位置づけや本事業の目的・方針を十分に理解した上で、実現性、継続性や独自性のある提案内容であるか。</li> <li>資本金や借入金等の調達方針について、財務の健全性確保に寄与するものになっているか。また、条件（調達先、金額、出資時期等）が明示されているか。</li> <li>地域エネルギー電力会社の設立から事業開始までのスケジュールについて、主要な項目がもれなく明示され、具体的かつ実現可能で迅速なスケジュールとなっているか。</li> </ul>	1-(1)、1-(2)、1-(3)、5-(1)	3-4
			10			
2	電力調達計画	電源構成の基本方針	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域エネルギー電力会社の事業目的（廃棄物発電の有効活用や再生可能エネルギーの導入促進）などを踏まえて、電源構成の考え方や電源調達のプロセスが明確に示されているか。</li> <li>電力市場高騰のリスクを最小化するような電源構成やリスクヘッジ策が示されているか。JEPX 市場からの調達及び FIT 特定卸での調達がある場合は、該当電力量・調達量に占める割合が示されているか。<sup>※10</sup></li> <li>調達コスト、安定調達のバランスを考慮したものとなっているか。</li> <li>非化石証書等を活用する場合、その取引価格や取引量が明確に示されているか。</li> </ul> <p>※ 10_価格変動リスクのヘッジ策を講じる場合にはリスクヘッジ方針も説明を求めることとする。</p>	1-(1)、1-(2)、1-(3)、5-(6)、6-(2)、6-(3)	3-5
		再生可能エネルギー等の電源調達計画 事業効果算出式による評価（電力量、再エネ比率等）	30	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市が要求する電力量年間 200GWh 以上の電源調達計画が示され、具体的かつ実現可能な計画となっているか。</li> <li>市内の再生可能エネルギーを積極的に調達するとともに、不足分は域外から調達するなど事業環境に応じた様々な手法の組み合わせが期待されるか。</li> <li>地域エネルギー会社が調達する再生可能エネルギーの電力量や電力の地産率等が具体的かつ計画的に示されているか。</li> <li>CO<sub>2</sub>フリー電力（FIT 電源/化石電源に非化石証書等を付与）よりも、再生可能エネルギー電力を優先的に調達する計画となっているか。</li> </ul>	1-(1)、1-(2)、1-(3)、5-(6)、6-(2)、6-(3)	
		再生可能エネルギー等の電源開発計画	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光発電のオンサイト PPA モデル<sup>※11</sup>など、市域の再生可能エネルギーの導入促進に寄与する電源開発計画が示され、かつ計画は妥当性があるか。</li> <li>電源開発にあたっての市内事業者との連携が期待されるか。</li> </ul> <p>※ 11_太陽光発電のオンサイト PPA モデルの導入計画については「市域の再生可能エネルギー等利用拡大に向けた廃棄物発電有効活用計画」を参照すること。導入先は、原則公共施設ではなく民間施設を想定すること。</p>	1-(1)、1-(2)、1-(3)、5-(7)、6-(4)	
			50			
3	電力供給計画	電力供給の基本方針	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市の各公共施設の電力契約状況等や地域エネルギー会社の設立目的などを踏まえて、電力供給の考え方やプロセスが明確に示され、かつ妥当性があるか。</li> <li>容量拠出金の支払い負担軽減等、電力制度改革に伴って発生しうるリスクを最小化するような対策が示されているか。</li> </ul>	1-(1)、1-(2)、1-(3)、5-(8)、6-(1)	3-6
		電力供給の手法	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>従来の小売供給にとどまらず、自己託送や取次供給などを組み合わせ、リスクの最小化と市域における再生可能エネルギー導入促進を両立できるような電力供給の手法が検討されているか。</li> <li>小売供給については、「市域の再生可能エネルギー等利用拡大に向けた廃棄物発電有効活用計画」に沿った電力供給の考え方が反映されているか。（電力供給の手法のうち、小売供給を主な事業スキームとした提案となっているか。）</li> </ul>	1-(1)、1-(2)、1-(3)、5-(8)、6-(1)	
		電力供給先の供給計画	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市が目指す再生可能エネルギー導入目標に沿った電力供給計画が示され、供給先<sup>※12</sup>の公共施設及び民間事業者については具体性や実現性を伴っているか。</li> <li>市域ネットワークを活用し、地域エネルギー会社が地域エネルギープラットフォームとして機能することが期待されるか。</li> </ul> <p>※ 12_供給先は原則市内の需要家を想定する。</p>	5-(8)、6-(1)	
			30			
		エネルギーマネジメントの実施に向けた基本方針	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>「市域の再生可能エネルギー等利用拡大に向けた廃棄物発電有効活用計画」で記載されているエネルギーマネジメント事業の実施に向けた検討がされているか。</li> </ul>	1-(2)、6-(4)	3-7

No	大項目	小項目	配点	審査のポイント	募集要項参照項目	主な様式
4	エネルギーマネジメント実施計画	具体的な取り組み	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>デマンドレスポンス（DR）などによるピークカット／シフトの取組等、具体的な取り組みが明示され、かつ計画や参画する事業者、期待される効果が記載されているか。</li> </ul>	1-(2)、6-(4)	
			20			
5	収支計画	収支計画の試算	20	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業開始から10年間の収支計画において、健全性が確保できる計画になっているか。 （損益計算書）…売上高（経営規模は大きい）、営業利益率（本業によるもうけの割合は高い）、  <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 当期純利益（処分可能利益は多い） など</li> </ul> （貸借対照表）…流動比率（支払能力は十分）、有利子負債比率（他人資本に依存し過ぎていない）  <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 利益剰余金（地域還元事業を見据えた一定の額を確保している） など</li> </ul> （C/F計算書）…営業活動によるC/F（増加している）、投資活動によるC/F（適切な年度・妥当な規模  <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ の投資である）、財務活動によるC/F（妥当な資金調達・返済となっている） など</li> </ul> </li> <li>資金の調達や返済に無理がなく、収支の見込み方は合理的なものとなっているか。</li> <li>公共施設のエネルギーコスト削減効果が期待できるものになっているか。また、再生可能エネルギーへの切替にあたり、現行と同等水準もしくは過度にエネルギーコストが増加していないか。</li> </ul>	5-(4)、5-(5)	3-8 3-12 3-13 3-14 3-15
		小売価格・調達価格等の設定方針	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>価格設定の考え方やプロセスが明確に示されているか。<sup>※13</sup></li> <li>価格設定に対する妥当性の確認について、継続的なモニタリングを行うための具体的な手法が示されているか。</li> </ul> <p>※ 13_再生可能エネルギーが持つ環境価値に関する昨今の市場・制度動向、卸電力市場の価格動向、容量市場創設に伴う調達価格の見直し指針等の制度動向を踏まえたものとなっているかどうかを考慮する。</p>	5-(8)、6-(1)	
			30			
6	組織管理計画	組織管理の基本方針 事業実施体制及び事業パートナーの役割分担	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業実施体制について、確実かつ円滑に事業を遂行する体制が明確に示されており、市の方針・施策事業等を踏まえ、日常的に市と連携・調整を図るとともに、経営の透明性・健全性を確保するための具体的な提案内容であるか。</li> <li>事業パートナーによる役割分担、業務実施体制、会社を設立する際の組織体制について、適性やリスクを考慮するなどの工夫や配慮が見られ、実践的な体制づくりを期待できる提案内容であるか。</li> <li>市内事業者の参画・連携が期待できる内容であるか。</li> </ul>	5-(1)、5-(9)、5-(12)	3-9
		需給管理・調整業務の実施方法	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>人員やシステムの構築・運用など、業務を確実に遂行するための体制が整っているか。<sup>※14</sup></li> </ul> <p>※ 14_需給管理・調整業務は将来的な内製化を見据えており、今後の運用については協議の上決定していく。</p>	4-(3)、5-(9)	
			20			
7	リスク管理計画	本事業におけるリスクの想定及びその対応策、利害関係者間でのリスク分担	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業全体を通し想定されるリスクの把握、分析、評価が適切であり、その対応策が必要十分なものとなっているか。<sup>※15</sup></li> <li>利害関係者間でのリスク分担は妥当なものであり、リスクへの対応策等と整合しているか。</li> </ul> <p>※ 15_卸電力市場の価格高騰、容量拠出金の負担リスクの他考慮すべきリスクがあればきちんと含まれているかを考慮する。</p>	5-(9)、5-(12)	3-10
		緊急時に事業を確実に継続できる体制や仕組みへの工夫	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害発生時などにおける業務の継続性を確保するための方針や体制が明確で、迅速な対応が図られるものとなっているか。</li> <li>現実の災害を想定した場合の対応が示されているなど、具体的で実効性の高い提案内容となっているか。</li> </ul>	5-(9)、5-(12)	
			20			
8	事業者独自の提案等	パートナー事業者が独自に行う取り組み等	20	<ul style="list-style-type: none"> <li>2050年の脱炭素社会の実現に向けた多様な主体と連携して地域エネルギープラットフォームの機能を強化するような取り組みが提案され、またその内容が具体的かつ実現可能性があるか。</li> <li>市民を巻き込むような取り組みが提案され、またその内容が具体的かつ実現可能性があるか。</li> </ul>	1-(2)、5-(10)	3-11
			20			
合計			200			